

慶弔に関する規定

〔目的〕

第1条 この規定は、本会の現役員及びOB役員の慶弔事に際し、本会の慶意及び弔意の表し方を定める。

〔対象者〕

第2条 本会の現役員とは、現役の会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・理事・監事をいい、OB役員とは、名誉会長・顧問・参与等をいう。

〔基準〕

第3条 次の基準で慶意及び弔意を表わす。

慶事

	区 分	対 応
	現役員または、OB役員がスポーツに関する栄誉（国レベル以上）を受けた場合	役員会等の懇親会に招待して受賞の披露をする。
	その他の慶事の場合	常任理事会に諮り、その都度対応を決定する。

弔事

	区 分	対 応
	現役員死亡の場合	花輪または、生花一对を贈る。
	OB役員死亡の場合	弔電を送る。
	現役員の配偶者が死亡した場合	弔電を送る。
	現役員の実父母または、同居の父母が死亡した場合	弔電を送る。
	その他の弔事 例 四国連盟の現役員または、OB役員死亡の場合 例 JVAや(財)香川県体育協会から要請があった場合	緊急を要するので、会長と理事長の判断に委ねる。

どの区分にあっても、香典は有志によるものとする。

〔情報の提供〕

第4条 登録種別部会や居住地等で、対象者に関わる慶弔情報を得た者は、直ちに事務局長または、理事長に連絡をしなければならない。

〔情報の記録〕

第5条 この規定に基づく慶弔情報に対応した後、事務局長または理事長は総務委員長に慶弔の事実を報告しなければならない。

附則 この規定は、平成20年12月6日から施行する
平成23年4月10日 一部改正